

## 桂川町ふるさと応援寄附事業に関する要綱

### (目的)

第 1 条 この要綱は、本町のまちづくりに賛同する人々の寄附金を財源として、寄附者の意向を具体化することにより、多様な人々の参加による個性豊かな活力あるふるさとづくりに資するために設けた、桂川町ふるさと応援寄附事業に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (寄附金の受入れ等)

第 2 条 寄附金の受入れは、随時行うものとする。

2 町長は、寄附の申し込み又は收受した寄附金が公序良俗に反するものと思われる場合は、受け入れを拒否し、若しくは收受した寄附金を返還することができる。

3 町長は、前項の規定による取扱いをした場合は、理由及び経過を記録しておかなければならない。

### (寄附金の申込み等)

第 3 条 寄附金は、寄附申込書（様式第 1 号）又はインターネット上による所定の申込フォームにより申し込むものとする。

2 寄附金の受納後は、寄附者に対し寄附金受領証明書（様式第 2 号）を発行しなければならない。

### (寄附金に対する謝礼等)

第 4 条 町長は、寄附者への謝意及び特産品等を通じた桂川町の情報発信のため、寄附金の額に応じ、寄附者にお礼の品を贈呈することができる。ただし、町内居住者が町に対して寄附をした場合は、この限りではない。

2 お礼の品の額においては、町長が別に定める。

### (寄附金台帳の作成)

第 5 条 寄附金の適正な管理を図るため、桂川町ふるさと納税寄附金台帳を整備するものとする。様式においては、町長が別に定める。

### (委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 6 月 24 日告示第 89 号）

この要綱は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 5 月 28 日告示第 68 号）

この要綱は、令和元年 6 月 1 日から施行する。